

鹿追町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

行動計画策定の目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ等の感染症発生に備え、町が平時から対策体制を整備し、発生時には迅速かつ確に対応することで、住民の生命と健康を守るとともに、地域生活および社会機能への影響を最小限に抑えることを目的として策定するものです。

町行動計画の構成

- 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画
- 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
 - 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等
 - 第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点
 - 第3章 町行動計画の実効性を確保するための取組
- 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
 - 第1章 実施体制
 - 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
 - 第3章 まん延防止
 - 第4章 ワクチン
 - 第5章 保健
 - 第6章 物資
 - 第7章 住民生活及び地域経済の安定の確保
- 資料編

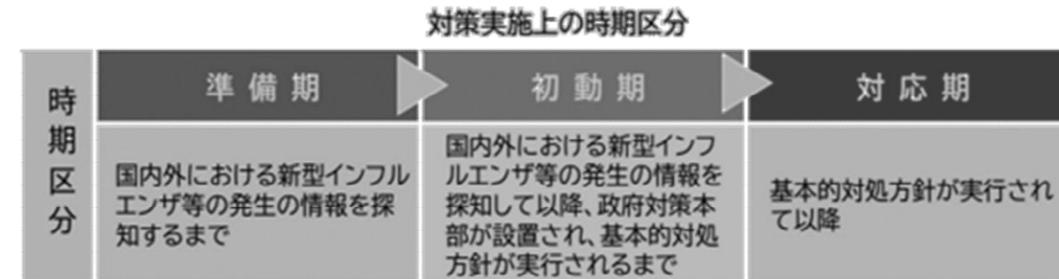
【対象とする感染症】 P6

新型インフルエンザ	感染症法第6条第7項に規定するインフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ）
指定感染症	感染症法第6条第8項に規定するもの（当該疾病にかかった場合の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
新感染症	感染症法第6条第9項に規定するもの（全国的かつ急速なまん延の恐れがあるもの）

【基本的な方針（対策の目的）】 P8



【基本的な考え方（対策実施上の時期区分）】 P9



【対策実施上の留意点】 P14

平時の備えの整理や拡充	平時の備えの充実を進め、迅速な初動体制を確立し、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行います。
基本的な人権の尊重	住民の権利と自由に制限を与える場合は、必要最小限のものとしします。
関係機関相互の連携協力の確保	政府対策本部、道対策本部と緊密な連携を図ります。
記録の作成や保存	町対策本部における対応について、記録の作成・保存・公表を行います。

【役割分担】 P17

国	国全体の万全の体制整備／基本的対処方針の決定と対策の強力な推進
北海道	特措法・感染症法に基づく中心的な実施主体／地域医療体制の確保／まん延防止に関する的確な判断（外出自粛、施設の使用制限等の要請の実施）
鹿追町	住民に対する情報提供／北海道・近隣町との連携／ワクチン接種の実施／住民の生活支援／要援護者支援
医療機関	院内感染対策／業務継続計画の策定／地域医療連携体制の整備／医療の提供
指定（地方）公共機関	特措法に基づく新型インフルエンザ等対策
登録事業者	職場における感染予防の実施／発生時の重要業務の事業継続
一般の事業者	職場における感染予防の実施／発生時のまん延防止のための事業一部縮小
住民	新型インフルエンザ等の情報を得る／発生時の行動や対策に関する知識を得る／個人レベルでの感染予防対策の実施（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等）／食料品・生活必需品等の備蓄